2024年度

募 集 要 項

社会福祉学科（通信課程）
＜一般養成課程＞

学校法人 RWF グループ
四国中央医療福祉総合学院

社会福祉士について

「社会福祉士」は、1987 年に誕生した国家資格であり、国際的には「ソーシャルワーカー」と呼ばれ、社会福祉に関する相談援助を行う専門職として役割を担っています。

社会福祉士の活動領域は非常に広く、高齢者・障がい者・児童・地域等を中心とした社会福祉施策全般を活動領域とし、保健医療・福祉分野に限らず、教育・更生保護分野などにおいてもその必要性が認識されています。

実際に、福祉施設だけでなく、医療ソーシャルワーカー、行政機関におけるケースワーカーや児童福祉司のほか、教育現場ではスクールソーシャルワーカーとして学校に配置されたり、成年後見制度における成年後見人として選任を受け活動したりしています。近年では、ハローワークなどの就労支援の現場や、刑務所出所後の社会復帰支援に携わるなど多岐にわたります。

こうした現場で、相談援助専門職としての水準の高さを示す国家資格である社会福祉士が求められています。子どもから高齢者まで、年齢や疾病・障がいの有無にかかわらず、人生のさまざまな局面で直面する困難を解決していけるよう、そして生きがいをもってより良い生活が送れるよう、専門的な援助技能と知識を駆使し、必要な制度やサービスに関する情報の提供や助言、行政や各種関連施設と利用者とのコーディネート、利用者および家族の精神面のサポートなどを行い、問題解決に向けて調整を図ります。

社会福祉士の資格取得には、国家試験に合格することが必要です。本課程を修了することにより、社会福祉士国家試験の受験資格が与えられます。

目 次

〔募集概要〕 P1～

- ■ 取得資格 1
- ■ 募集定員・修業年限 1
- ■ 出願（入学）資格 1
- ■ 入学金等納入金 1
- ■ 出願受付期間・入学手続き期限 1
- ■ 選考方法・選考結果通知 2
- ■ 出願方法・出願書類 2
- ■ 入学手続きから学習開始まで 5
- ■ 学院出身者優遇制度 5
- ■ 家族優遇制度 5
- ■ 教育訓練給付制度 5
- ■ 貸付制度 5

〔学習内容〕 P6～

- ■ 学習概要 6
- ■ 学習計画 7
- ■ 福祉に関する相談援助業務とは 8
  - ＜業務従業期間の計算方法＞ 8
  - ＜対象となる施設種類・職種＞ 9
- ■ スクーリング会場案内図等 裏表紙

〔出願書類様式〕 P19～

- ■ 入学願書記入例 19
- ■ 実務経験申告書・証明書（個票）記入例 20
- ■ 入学願書 21
- ■ 小論文用紙 22
- ■ 実務経験申告書 23
- ■ 実務経験証明書（個票） 24
- ■ 介護福祉士「介護実習」履修証明書 25
- ■ 精神保健福祉士「ｿｰｼｬﾙﾜｰｸ実習」履修証明書 26
- ■ A 入学選考料［振込証明書］貼付台紙 27
- ■ B 写真票 27
- ■ C 入学願書受付通知／D 入学手続完了通知 27
- ■ 振込依頼書［入学選考料］ 28

OPEN CAMPUS
個別相談会実施中
お気軽にお問い合わせください！

TEL 0896-24-1000 （平日 9:00～18:00）

MAIL info@rwf.ac.jp
⇒メール作成画面へ

〔募集概要〕

■ 取得資格

社会福祉士国家試験受験資格　※社会福祉主事任用資格は取得できません。

■ 募集定員・修業年限

学　　科	募集定員	修業年限	学習期間
社会福祉学科（通信課程）〈一般養成課程〉	100 名	1 年 8 ヶ月	2024 年 4 月～2025 年 11 月 30 日

※ 在学可能期間は入学から 4 年間です。

■ 出願（入学）資格

四国 4 県および岡山県に在住の方で、以下のいずれかに該当する方

大学等（4 年制）卒業

- 国内の 4 年制大学・4 年制専門学校を卒業または 2024 年 3 月末までに卒業見込みの方
- 国内の大学院を修了または 2024 年 3 月末までに修了見込みの方

短大等（3 年制）卒業 ＋ **実務経験 1 年**

- 国内の 3 年制短期大学・3 年制専門学校（夜間・通信を除く）を卒業された方は、指定施設において **1 年以上の相談援助業務の実務経験**が必要です。

短大等（2 年制）卒業 ＋ **実務経験 2 年**

- 国内の 2 年制短期大学・2 年制専門学校を卒業された方は、指定施設において **2 年以上の相談援助業務の実務経験**が必要です。

実務経験 4 年

- 指定施設において **4 年以上の相談援助業務の実務経験**がある方

※ 実務経験の対象となる指定施設については、P9～18 の＜対象となる施設種類・職種＞に該当すること。
※ 実務経験の必要年数はいずれも 2024 年 3 月 31 日時点において満たしている（満たす見込みである）こと。
※ 指定施設において **1 年以上の相談援助業務の実務経験がある方は、「ソーシャルワーク実習」および「ソーシャルワーク実習指導」の履修が免除**されます（P6）。

■ 入学金等納入金

入学検定料（出願時）	学　　費 ※2		
	入 学 金 ※1	通信・面接授業料	実 習 費 ※3
10,000 円	20,000 円	280,000 円	108,000 円

※1〔学院出身者優遇制度・家族優遇制度〕
出願者が本学院の卒業生または修了生、出願者の父母兄弟姉妹が本学院の卒業生または修了生もしくは在学生の場合、入学金を免除します（P5）。

〔上記以外の費用〕
※2 学費にテキスト代は含まれません。指定テキストの購入は各自で行います（P5）。
※3 実習費は実習が必要な方にのみかかる費用です。また、実習費に加えて学生保険費用が別途かかります（P5）。

■ 出願受付期間・入学手続き期限

募集区分	受付期間	選考結果通知発送日	入学手続き期限
1 次募集	2023 年 9 月 1 日（金）～2023 年 10 月 31 日（火）必着	各募集区分受付期間最終日より 10 日以内	2023 年 12 月 1 日（金）
2 次募集	～2023 年 12 月 11 日（月）必着		2024 年 1 月 12 日（金）
3 次募集	～2024 年　1 月 22 日（月）必着		2024 年 2 月 22 日（木）
4 次募集	～2024 年　2 月 26 日（月）必着		2024 年 3 月 22 日（金）
5 次募集	～2024 年　3 月 18 日（月）必着		2024 年 3 月 28 日（木）

※ 定員に達した場合、それ以降の募集は行いません。

■ 選考方法・選考結果通知

1．選考方法

小論文および出願書類により選考します。

※選考結果に関わらず出願書類および入学選考料の返還はいたしかねます。

2．選考結果通知

選考結果は、各募集区分受付期間最終日より 10 日以内に郵送で通知します。

合格者には「入学手続き等のご案内」を同封します。実習免除や科目免除該当者にはその旨を併せてお知らせします。

■ 出願方法・出願書類

1．出願方法

以下の(1)～(5)の書類を揃え、入学選考料(10,000 円)をお振込みのうえ、下記まで簡易書留にて送付ください。各書類については、「2. 出願書類について」(P3～4)をよくお読みください。

〒799-0422 愛媛県四国中央市中之庄町 1684-10

四国中央医療福祉総合学院　通信課程　事務局

※市販の封筒で出願される場合、「社会福祉学科出願書類在中」と記入ください。

※本学院まで直接お持ちいただく場合は、下記の時間帯にお願いします。

平日:8 時 30 分～17 時 30 分　土曜日:9 時～17 時　(日曜祝日年末年始 閉門)

(1) 入学願書

(2) 小論文用紙

(3) A 入学選考料[振込証明書]貼付台紙／B 写真票／C 入学願書受付通知／D 入学手続完了通知

(4) 選考結果通知用封筒(本学院所定の封筒でない場合、長形 3 号封筒を用意ください)

(5) 出願資格において必要な書類

必要書類 ＼ 出願資格	4 年制大学等卒業	短大等卒業＋実務経験	実務経験 4 年
① 卒業(見込)証明書	●	●	—
② 実務経験(見込)申告書	△	●	●
③ 実務経験(見込)証明書	△	●	●
④ 介護福祉士「介護実習」履修証明書	△	—	—
⑤ 精神保健福祉士「ソーシャルワーク実習」履修証明書	△	—	—
⑥ 成績証明書およびシラバス	△	△	△
⑦ 旧氏名が確認できる戸籍抄本等の証	△	△	△

※ ●の書類は必ず提出ください(見込みの証明書で出願される方は、実際に卒業または実務経験を満たした後改めて提出ください)。

※ △の書類については、該当する方のみ提出ください。

２．出願書類について

（1）入学願書 （P21）

出願資格および学習内容等（P6～7）をよく確認のうえ出願ください。

（2）小論文用紙 （P22）

下記の課題について、小論文を作成ください。

課題「福祉に関する出来事を１つ取り上げて、それについてのあなたの考えを 800 字から 1,000 字以内で述べなさい」

［手書きの場合］所定の用紙に横書きで、黒の消えないペンを使用し作成

［パソコンの場合］下記の原稿用紙設定で作成

罫線	スタイル	マス目付き原稿用紙
	文字数×行数	20×20
ページ	用紙サイズ	A4
	印刷の向き	縦
	文字列の方向	横書き
ヘッダー	受験学科・氏名・生年月日記入	

（3）A 入学選考料［振込証明書］貼付台紙 （P27）

募集要項巻末（P28）の振込依頼書を使用しない場合、氏名の前に 5 （学科コード番号）を入力のうえ振込みください。貼付する振込証明書は、ご利用明細票等のコピーでも差し支えありません。

【振込先】 愛媛銀行 三島支店 普通預金 5079737

※ゆうちょ銀行からの送金は、ゆうちょ口座をお持ちでなければ利用できません。

B 写真票

入学後学生証を作成します。証明写真［運転免許証サイズ（縦 3cm×横 2.4cm）］を貼付ください。

C 入学願書受付通知

入学願書受付通知を希望される方は、あて名を記入のうえ 63 円切手を貼付ください。

D 入学手続完了通知

入学手続完了通知を希望される方は、あて名を記入のうえ 63 円切手を貼付ください。

（4）選考結果通知用封筒（長形 3 号封筒）

あて名を記入のうえ、354 円分の切手を貼付ください。

（5）出願資格において必要な書類

① 卒業（見込）証明書

- 「卒業証書」とは異なります。
- 発行から 1 年以内の「卒業証明書」を提出ください。
- 現在の氏名が卒業証明書と異なる場合は、戸籍抄本等の証を併せて提出ください。
- 「卒業見込証明書」で出願される方は、実際に卒業した後改めて「卒業証明書」を提出ください。
- 入学資格が「実務経験 4 年」の方は、提出する必要はありません。

② 実務経験（見込）申告書 ・ ③ 実務経験（見込）証明書 （P23、24）

- 2024 年 3 月 31 日時点で指定施設において相談援助業務の実務経験が 1 年以上ある方は「実務経験申告書」および「実務経験証明書（個票）」の提出により、「ソーシャルワーク実習」および「ソーシャルワーク実習指導」を免除します。
- 証明が必要な従業期間（必要年数 1～4 年）は、出願資格によって異なります。従業期間は、実務経験の対象となる施設種類および職種（P9～18）に従事する（した）期間のみ記入ください。
- 見込みで出願される方は、両様式をコピーのうえ従業期間の見込みの□にレ点を入れ、「実務経験見込申告書」および「実務経験見込証明書」として提出ください。実際に必要な期間を満たした後改めて提出いただきます。
- 「実務経験申告書」は、1 枚に複数の施設種類・職種を記入できます。同法人内での異動の場合も欄を分けて記入ください。
- 「実務経験証明書(個票)」は、1 施設種類・1 職種ごとの証明が必要です。複数の施設種類および職種の証明を受ける場合は、様式をコピーして使用ください。

④ 介護福祉士「介護実習」履修証明書 （P25）

ソーシャルワーク実習が必要な方で、介護福祉士養成課程（学校）において「介護実習」を修得している方は、履修証明書の提出により、社会福祉士「ソーシャルワーク実習」240 時間のうち 60 時間を免除します。よって、1カ所の施設で 180 時間の実習を行います。

⑤ 精神保健福祉士「ソーシャルワーク実習」履修証明書 （P26）

社会福祉士「ソーシャルワーク実習」が必要な方で、精神保健福祉士養成課程（学校）において「ソーシャルワーク実習」を修得している方は、履修証明書の提出により、規定する実習時間 240 時間のうち 60 時間を免除します。よって、1カ所の施設で 180 時間の実習を行います。

⑥ 成績証明書およびシラバス

他の学校において修得した科目について、現行カリキュラム（P7）の教育内容相当と認められる場合は、本課程の総履修時間数の 2 分の 1 を超えない範囲で読替による履修（履修免除）とすることができます。

既修得科目読替を希望する場合、以下 2 つの書類を提出ください。シラバスの提出がなければ読替による履修とする事ができません。認められる履修免除科目は、選考結果通知に併せて記載します。

I. 成績証明書（単位修得証明書等）

科目を修得した学校の長等の公印のある最終成績が記載された証明書

II. シラバス（講義概要）

読替希望科目が記載される修得該当年度のシラバス（コピー可）

※科目シラバスに大学名等が記載されていない場合は、シラバスの表紙も提出ください。

※インターネット上で公開されているシラバスの場合も同様に、読替希望科目のページおよび表紙を印刷して提出ください。

⑦ 旧氏名が確認できる戸籍抄本等の証

提出される各種証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合は、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）や旧氏名が記載された住民票等、同一人物であることを確認できる公的な書類を提出ください。

■ 入学手続きから学習開始まで

1．入学手続き

○ 合格者には、選考結果通知と併せて「入学手続き等のご案内」および「指定テキスト一覧・購入方法」をお知らせします。

○ 入学手続きは、入学金および通信・面接授業料を期限（P1）までに納入することで完了します。

○ 指定テキストは、各自で申込・購入します。

指定テキスト	参考価格
『最新 社会福祉士養成講座』（全 21 巻・中央法規出版）	約 60,000 円

○ 実習費については、入学時に納入する必要はありません。ソーシャルワーク実習が必要な方には、入学後別途、実習費および実習にかかる保険料をお知らせします。

実 習 費	実習にかかる保険料	納入期限目安
108, 000 円	約 3, 000 円	2024 年 12 月中旬

○ 出願後入学を辞退される場合は、必ずご連絡ください。入学手続き完了後でも 2024 年 3 月 31 日までに申し出があれば、入学金以外の納入金については返還します（2024 年 4 月 1 日以降は対応いたしかねます）。

2．学習開始

4 月初旬に「学習の手引き」等通信学習教材を送付します。テキストをもとに自宅学習を行い、学習計画に沿って 5 月よりレポート提出を開始します（P7）。

■ 学院出身者優遇制度

出願者が本学院の卒業生または修了生の場合、入学金を免除します。

■ 家族優遇制度

出願者の父母兄弟姉妹が本学院の卒業生または修了生もしくは在学生の場合、入学金を免除します。また、出願者が父母兄弟姉妹で 2 人同時に入学する場合、1 人分の入学金を免除します。

該当者は、入学手続きの際に戸籍謄本等の家族関係が証明できる書類を提出ください。

■ 教育訓練給付制度

○ 働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、雇用保険に基づき厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給されるものです。

○ ご自身の受給資格につきましては、お近くのハローワークにお問い合わせください。

○ 本学院の社会福祉学科（通信課程）は、**一般教育訓練給付制度** 厚生労働大臣指定講座の対象です。

指定番号	実習免除なし	3820054－1910022－4
	実習免除あり	3820054－2210012－1

※ 指定番号は変更になる場合があります。

○ 教育訓練経費（P1・学費）の 20%（最大 1 年分）に相当する額がハローワークより支給されます。

参考：実習免除なしの場合約 50,560 円、実習免除ありの場合約 37,600 円

○ 一般教育訓練給付制度の**申請手続きおよび給付は、課程修了後**となり、ハローワークにて行います。課程修了までに制度利用の有無を確認し、課程修了後、利用される方にのみ必要書類を発行します。

■ 貸付制度

○ 日本政策金融公庫「国の教育ローン」

○ オリコ学費サポートプラン「四国中央医療福祉総合学院　提携教育ローン」

○ ひめぎんの個人向けローン「教育ローン」

○ 社会福祉士修学資金貸付（各県の社会福祉協議会にお問い合わせください）

○ 母子父子寡婦福祉資金貸付（最寄りの地方公共団体の福祉担当窓口にお問合せください） 等

〔学習内容〕

■ 学習概要

通信課程では、以下 3 つを履修します。

1. レポート(テキスト学習)
   - 学習計画に沿ってレポートを提出し、添削指導を受けます。手書きの場合は本学院の指定原稿用紙、パソコンの場合は指示する書式設定で作成します。
   - カリキュラムの全科目(履修免除科目を除く)について合格点(100 点満点で 60 点以上)を得ることで履修認定します。不合格(59 点以下)の場合は再提出となり、別途手数料が必要です。
   - 学習上の質問は、メールまたは質問用紙で受付ます。

2. スクーリング(面接授業)
   - 講義を通して直接指導を受けます。「ソーシャルワーク演習」と「ソーシャルワーク実習指導」があり、全日程に出席することで履修認定します。ただし、ソーシャルワーク実習が免除の方は、「ソーシャルワーク実習指導」の受講も免除されます。
   - 欠席した場合は、翌年のスクーリング日程での再履修となり、別途手数料が必要です。

① ソーシャルワーク演習

相談援助の実践をイメージし、概念や技術について学びます。理論と結びつけることによって、専門的な知識や技術の習得を目指します。

② ソーシャルワーク実習指導(実習が必要な方のみ)

実習前の指導では、「ソーシャルワーク実習」の意義や心構え、実習先やその地域への理解を深め、実習計画書や必要書類を作成し、実習の準備をします。実習後の指導では、実習を振り返り、これまで学習した事柄と体験を結びつけ、専門援助技術を身に付けることを目指します。

3. ソーシャルワーク実習

社会福祉の現場で実習を行い、相談援助に関する専門知識や援助技術、関連知識を学びます。

2024 年 3 月 31 日時点において、指定施設での相談援助業務の実務経験が1年未満の方は、「ソーシャルワーク実習」の履修が必要です。

実習は、本学院が指定する機能の異なる 2 か所の施設で合計 240 時間(31 日間)以上実施します。1 か所の施設で 180 時間(23 日間)以上、もう1か所の施設で 60 時間(8 日間)以上行います。各実習施設における 1 日あたりの実習時間により、規定の時間数を満たさない場合には、上記実習日数に 1 日追加して実施します。

入学時に実習の一部免除を認められた方は、60 時間(8 日間)の実習が免除され、1 か所の施設で 180 時間(23 日間)以上の実習を行います。

時期は、スクーリング「ソーシャルワーク実習指導(実習前)」受講後の 1 月～8 月の間で行います。

実習前には実習施設へ訪問し、実習指導者と打ち合わせや事前準備をします。実習期間中には本学院の教員が実習先を訪問し、指導や相談にあたります。

実習は、連続して行います。2 か所の施設はそれぞれ別の時期に期間を設けますが、週 1～3 日や 1 週間単位、土日のみ等の実施希望にはお応えできません。

ただし、180 時間(23 日間)以上の実習については、2 期に分けて行うことが可能です。2 期に分ける場合でも、2 期の間を 1 か月以上は空けない範囲で行います。

また、実習の休日等は、実習施設の日程に合わせます。休日等を含めると、実習期間は上記以上にかかります。

実習実施についての希望は入学後に確認しますが、すべてが希望通りになるとは限りません。実習施設の受け入れ状況等の都合により、お住まいの地域に実習受け入れ施設がない場合には、その他の地域の施設となります。

上記内容をふまえ、あらかじめ職場やご家族等のご理解を得たうえで、出願いただくようお願いします。

■ 学習計画

すべてのカリキュラムを履修し、本課程を修了することにより、社会福祉士の国家試験受験資格が与えられます。
修業年限（1 年 8 カ月）で修了できなかった場合の在学可能期間は、入学後 4 年間です。

1．カリキュラム

科　目　名	スクーリング（面接授業）	レポート		実　習
		回数	提出時期（20 日～末日）	
医学概論	—	1 回	2025 年 8 月	—
心理学と心理的支援	—	1 回	2025 年 9 月	—
社会学と社会システム	—	1 回	2025 年 6 月	—
社会福祉の原理と政策	—	2 回	2024 年 5 月、7 月	—
社会福祉調査の基礎	—	1 回	2025 年 6 月	—
ソーシャルワークの基盤と専門職	—	1 回	2024 年 5 月	—
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	—	1 回	2024 年 7 月	—
ソーシャルワークの理論と方法	—	2 回	2024 年 9 月、11 月	—
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	—	2 回	2025 年 2 月、4 月	—
地域福祉と包括的支援体制	—	2 回	2024 年 7 月、11 月	—
福祉サービスの組織と経営	—	1 回	2025 年 2 月	—
社会保障	—	2 回	2025 年 2 月、4 月	—
高齢者福祉	—	1 回	2024 年 7 月	—
障害者福祉	—	1 回	2024 年 9 月	—
児童・家庭福祉	—	1 回	2024 年 11 月	—
貧困に対する支援	—	1 回	2025 年 8 月	—
保健医療と福祉	—	1 回	2025 年 6 月	—
権利擁護を支える法制度	—	1 回	2025 年 9 月	—
刑事司法と福祉	—	1 回	2025 年 2 月	—
ソーシャルワーク演習	45 時間（7 日間）	1 回	2024 年 9 月	—
ソーシャルワーク演習（専門）		4 回	2024 年 11 月 2025 年 4 月、6 月、8 月	—
ソーシャルワーク実習指導 ※実習が必要な方のみ	27 時間（4 日間）	3 回	2024 年 9 月、12 月 2025 年 10 月	—
ソーシャルワーク実習	—	—	—	240 時間（31 日間）

2．スクーリング（面接授業）日程

ソーシャルワーク演習	第 1 回 ： 2024 年 9 月 14 日～16 日（3 日間） 第 2 回 ： 2025 年 8 月 9 日～12 日（3 日半）
ソーシャルワーク実習指導 ※実習が必要な方のみ	実習前 ： 2024 年 12 月 7 日、8 日（2 日間） 実習後 ： 2025 年 10 月 11 日、12 日（2 日間）

※ 日程については変更の場合がありますのでご了承ください。

3．ソーシャルワーク実習

ソーシャルワーク実習	実習時期 ： 2025 年 1 月～8 月 実習時間 ： 機能の異なる 2 か所の施設 180 時間（23 日間） ／ 60 時間（8 日間）
一部実習免除者 ソーシャルワーク実習	実習時期 ： 2025 年 1 月～8 月 実習時間 ： 1 か所の施設　180 時間（23 日間）

■ 福祉に関する相談援助業務とは

福祉に関する相談援助業務の範囲は、次頁以降に示す実務経験の対象となる施設種類および職種として、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）第 2 条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について(昭和 63 年 2 月 12 日付社庶第 29 号)」厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長通知により定められています。

これに示す**施設種類・職種以外の経験は、実務経験の対象となりません**（厚生労働大臣が個別に認める場合を除く）。ただし、第 36 回国家試験の相談援助業務の範囲（公益財団法人社会福祉振興・試験センターHP、https://www.sssc.or.jp/）に追加がある場合は、それを含みます。

なお、福祉に関する相談援助業務以外の職種を兼務している場合は、相談援助の業務以外の職種を兼務している事実が辞令によって明確であって、その**主たる業務が福祉に関する相談援助業務である方が実務経験の対象**です。例え、実務経験として認められる施設種類・職種であっても、介護業務を相談援助業務の実務経験とすることはできません。

ご自身の業務内容が実務経験として認められるかどうかは、証明をうける施設等にて確認ください。

＜業務従業期間の計算方法＞

福祉に関する相談援助業務に従事した期間は、当該施設等と雇用関係があり、常勤（労働時間が常勤者の概ね 4 分の 3 以上である方を含む）で従事した期間を通算して計算します。

複数の施設等での実務経験がある方は、合算することが可能です。ただし、出願に必要な実務経験年数を超えていれば、すべての実務経験を申告する必要はありません。

＜次頁からの表の注意事項＞

(注意1) 「指導員・訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員・訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意2) 「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意3) 「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意4) 「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）第 66 条第 1 項第 1 号に定める障害福祉サービス経験者（高等学校の卒業者等であって、2 年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者）をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスをいいます。

(注意5) 「包括的支援事業」のうち、一部の事業（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号・5 号）は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意6) 「第一号通所事業」のうち事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意7) 「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

＜対象となる施設種類・職種＞

1. 児童分野

児童福祉法

施設種類	コード番号	職　種
児童相談所	B0001	児童福祉司
	B0002	受付相談員
	B0003	相談員
	B0004	電話相談員
	B0005	児童心理司、心理判定員
	B0006	児童指導員
	B0007	保育士
母子生活支援施設	B0008	母子支援員、母子指導員
	B0009	少年指導員（少年を指導する職員）
	B0010	個別対応職員
児童養護施設	B0011	児童指導員
	B0012	保育士
	B0013	個別対応職員
	B0014	家庭支援専門相談員
	B0015	職業指導員
	B0016	里親支援専門相談員
障害児入所施設 • 児童発達支援センター（障害児通所支援事業）	B0017	児童指導員（注意 2）
	B0018	保育士（注意 3）
	B0019	心理指導担当職員
	B0020	児童発達支援管理責任者
知的障害児施設 • 知的障害児施設 • 自閉症児施設（第一種、第二種）	B0021	児童指導員（注意 2）
	B0022	保育士（注意 3）
知的障害児通園施設	B0023	児童指導員（注意 2）
	B0024	保育士（注意 3）
盲ろうあ児施設 • 盲児施設 • ろうあ児施設 • 難聴幼児通園施設	B0025	児童指導員（注意 2）
	B0026	保育士（注意 3）
肢体不自由児施設 • 肢体不自由児施設 • 肢体不自由児通園施設 • 肢体不自由児療護施設	B0027	児童指導員（注意 2）
	B0028	保育士（注意 3）
児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）	B0029	児童指導員
	B0030	保育士
	B0031	個別対応職員
	B0032	家庭支援専門相談員
重症心身障害児施設	B0033	児童指導員（注意 2）
	B0034	保育士（注意 3）
	B0035	心理指導員（心理指導を担当する職員）
児童自立支援施設	B0036	児童自立支援専門員
	B0037	児童生活支援員
	B0038	個別対応職員
	B0039	家庭支援専門相談員
	B0040	職業指導員
児童家庭支援センター	B0041	相談員（児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員）

施設種類		コード番号	職　種
障害児通所支援事業 (児童発達支援センターを除く)	児童発達支援事業を行う施設	B0042	指導員(注意 1)
		B0043	児童指導員(注意 2)
		B0044	保育士(注意 3)
		B0045	児童発達支援管理責任者
		B0046	障害福祉サービス経験者(注意 4)
		B0047	機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)
	医療型児童発達支援事業を行う施設	B0048	児童指導員(注意 2)
		B0049	保育士(注意 3)
		B0050	児童発達支援管理責任者
		B0051	機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)
	放課後等デイサービス事業を行う施設	B0052	指導員(注意 1)
		B0053	児童指導員(注意 2)
		B0054	保育士(注意 3)
		B0055	児童発達支援管理責任者
		B0056	障害福祉サービス経験者(注意 4)
		B0057	機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)
	居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設	B0058	訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る)
		B0059	児童発達支援管理責任者
	保育所等訪問支援事業を行う施設	B0060	訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る)
		B0061	児童発達支援管理責任者
障害児相談支援事業		B0062	相談支援専門員
乳児院		B0063	児童指導員
		B0064	保育士
		B0065	個別対応職員
		B0066	家庭支援専門相談員
		B0067	里親支援専門相談員
指定発達支援医療機関　・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援		B0068	児童指導員(注意 2)
国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの		B0069	保育士(注意 3)
児童自立生活援助事業を行っている施設		B0070	相談援助業務を行っている指導員
地域子育て支援拠点事業を行っている施設		B0071	相談援助業務を行っている職員
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所		B0072	小児慢性特定疾病児童等自立支援員

その他

施設種類		コード番号	職　種
利用者支援事業を行っている施設		B0073	相談援助業務を行っている職員
児童デイサービス事業(障害児通園事業)		B0074	相談援助業務を行っている職員 (相談員)
地域生活支援事業	障害児等療育支援事業を行っている施設	B0075	相談援助業務を行っている職員
心身障害児総合通園センター		B0076	
子育て短期支援事業(短期入所生活援助事業、夜間養護等事業) ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業		B0077	
重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設		B0078	児童指導員(注意 2)
		B0079	保育士(注意 3)
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関		B0080	スクールソーシャルワーカー
子ども家庭総合支援拠点		B0081	相談援助業務を行っている職員
「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所		B0082	医療的ケア児等コーディネーター

2. 高齢者分野

介護保険法

<table>
<tr><th colspan="2">施設種類</th><th>コード番号</th><th>職　種</th></tr>
<tr><td rowspan="7">介護保険施設</td><td rowspan="2">指定介護老人福祉施設</td><td>C0001</td><td>生活相談員</td></tr>
<tr><td>C0002</td><td>介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">介護老人保健施設</td><td>C0003</td><td>支援相談員</td></tr>
<tr><td>C0004</td><td>相談指導員</td></tr>
<tr><td>C0005</td><td>介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)</td></tr>
<tr><td>介護医療院</td><td>C0006</td><td rowspan="2">介護支援専門員
(配置基準により配置されている資格保有者に限る)</td></tr>
<tr><td>指定介護療養型医療施設</td><td>C0007</td></tr>
<tr><td colspan="2">地域包括支援センター</td><td>C0008</td><td>包括的支援事業に係る業務を行う職員(注意 5)
(保健師、主任介護支援専門員等)</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">指定特定施設入居者生活介護を行う施設
• 指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設
• 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設　を含む</td><td>C0009</td><td>生活相談員</td></tr>
<tr><td>C0010</td><td>計画作成担当者</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">指定通所介護を行う施設
• 基準該当通所介護を行う施設
• 指定地域密着型通所介護を行う施設
• 指定介護予防通所介護を行う施設
• 基準該当介護予防通所介護を行う施設
• 第一号通所事業を行う施設(注意 6)
• 指定認知症対応型通所介護を行う施設
• 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設　を含む</td><td>C0011</td><td>生活相談員</td></tr>
<tr><td>C0012</td><td>生活指導員</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">指定短期入所生活介護を行う施設
• 基準該当短期入所生活介護を行う施設
• 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設
• 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設　を含む</td><td>C0013</td><td>生活相談員</td></tr>
<tr><td>C0014</td><td>生活指導員</td></tr>
<tr><td colspan="2">指定通所リハビリテーションを行う施設
(指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む)
※介護老人保健施設において実施されているものに限る。</td><td>C0015</td><td rowspan="2">支援相談員</td></tr>
<tr><td colspan="2">指定短期入所療養介護を行う施設
(指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む)
※介護老人保健施設において実施されているものに限る。</td><td>C0016</td></tr>
<tr><td colspan="2">指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設</td><td>C0017</td><td>オペレーター</td></tr>
<tr><td colspan="2">指定夜間対応型訪問介護を行う施設</td><td>C0018</td><td>オペレーションセンター従事者</td></tr>
<tr><td colspan="2">指定小規模多機能型居宅介護を行う施設
(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む)</td><td>C0019</td><td rowspan="3">介護支援専門員
(配置基準により配置されている資格保有者に限る)</td></tr>
<tr><td colspan="2">指定認知症対応型共同生活介護を行う施設
(指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む)</td><td>C0020</td></tr>
<tr><td colspan="2">指定複合型サービスを行う施設</td><td>C0021</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設</td><td>C0022</td><td>生活相談員</td></tr>
<tr><td>C0023</td><td>介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)</td></tr>
<tr><td colspan="2">居宅介護支援事業を行っている事業所</td><td>C0024</td><td>介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)</td></tr>
<tr><td colspan="2">介護予防支援事業を行っている事業所</td><td>C0025</td><td rowspan="2">担当職員</td></tr>
<tr><td colspan="2">第一号介護予防支援事業を行っている事業所</td><td>C0026</td></tr>
</table>

老人福祉法

施設種類	コード番号	職　種
養護老人ホーム	C0027	生活相談員
	C0028	生活指導員
特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	C0029	生活相談員
	C0030	生活指導員
軽費老人ホーム ・都市型経費老人ホーム ・軽費老人ホーム(A 型、B 型) ・ケアハウス　　を含む	C0031	生活相談員
	C0032	生活指導員
老人福祉センター(特 A 型、A 型、B 型)	C0033	相談・指導を行う職員
老人短期入所施設	C0034	生活相談員
	C0035	生活指導員
老人デイサービスセンター	C0036	生活相談員
	C0037	生活指導員
老人介護支援センター(在宅介護支援センター)	C0038	相談援助業務を行っている職員
有料老人ホーム	C0039	生活相談員

その他

施設種類	コード番号	職　種
高齢者総合相談センター	C0040	相談援助業務を行っている相談員
生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	C0041	生活援助員
高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 • 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) • 多くの高齢者が居住する集合住宅 等において実施する事業	C0042	相談援助業務を行っている生活援助員
サービス付き高齢者向け住宅	C0043	相談援助業務を行っている職員

3.　障害者分野

身体障害者福祉法

施設種類	コード番号	職　種
身体障害者更生相談所	D0001	身体障害者福祉司
	D0002	心理判定員
	D0003	職能判定員
	D0004	ケースワーカー
身体障害者福祉センター • 身体障害者福祉センター(A 型、B 型) • 在宅障害者デイサービス施設 (身体障害者デイサービスセンター) • 障害者更生センター	D0005	身体障害者に関する相談に応ずる職員
点字図書館	D0006	相談援助業務を行っている職員

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

施設種類	コード番号	職　種
精神保健福祉センター	D0007	精神保健福祉相談員(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)
	D0008	精神保健福祉士(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)
	D0009	精神科ソーシャルワーカー(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)
	D0010	心理判定員(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)

知的障害者福祉法

施設種類	コード番号	職　種
知的障害者更生相談所	D0011	知的障害者福祉司
	D0012	心理判定員
	D0013	職能判定員
	D0014	ケースワーカー

障害者総合支援法

施設種類		コード番号	職　種
障害者支援施設		D0015	生活支援員（注意 7）
		D0016	就労支援員
		D0017	サービス管理責任者
地域活動支援センター		D0018	指導員（注意 7）
福祉ホーム		D0019	管理人
基幹相談支援センター		D0020	相談援助業務を行っている職員
身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設 • 肢体不自由者更生施設 • 視覚障害者更生施設 • 聴覚・言語障害者更生施設 • 内部障害者更生施設	D0021	生活支援員（注意 7）
		D0022	生活指導員（注意 7）
	身体障害者療護施設	D0023	生活支援員（注意 7）
		D0024	生活指導員（注意 7）
	身体障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	D0025	生活支援員（注意 7）
		D0026	生活指導員（注意 7）
	身体障害者福祉工場	D0027	指導員（注意 7）
精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	D0028	精神保健福祉士
		D0029	精神障害者社会復帰指導員
	精神障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	D0030	精神保健福祉士
		D0031	精神障害者社会復帰指導員
	精神障害者福祉工場	D0032	精神保健福祉士
		D0033	精神障害者社会復帰指導員
	精神障害者福祉ホーム	D0034	管理人
知的障害者援護施設	知的障害者更生施設 （入所、通所）	D0035	生活支援員（注意 7）
		D0036	生活指導員（注意 7）
	知的障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	D0037	生活支援員（注意 7）
		D0038	生活指導員（注意 7）
	知的障害者通勤寮	D0039	生活支援員（注意 7）
		D0040	生活指導員（注意 7）
障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	D0041	生活支援員（注意 7）
		D0042	サービス管理責任者
	自立訓練を行う施設 （機能訓練、生活訓練）	D0043	生活支援員（注意 7）
		D0044	サービス管理責任者
	就労移行支援を行う施設 （認定就労移行支援を含む）	D0045	生活支援員（注意 7）
		D0046	就労支援員
		D0047	サービス管理責任者
	就労継続支援を行う施設 （A 型、B 型）	D0048	生活支援員（注意 7）
		D0049	サービス管理責任者
	就労定着支援を行う施設	D0050	就労定着支援員
		D0051	サービス管理責任者
	自立生活援助を行う施設	D0052	地域生活支援員
		D0053	サービス管理責任者

	施設種類	コード番号	職　種
障害福祉サービス事業	療養介護を行う施設	D0054	相談援助業務を行っている職員
	短期入所を行う施設 • 身体障害者短期入所事業 • 知的障害者短期入所事業　を含む	D0055	
	重度障害者等包括支援を行う施設	D0056	
	共同生活介護を行う施設	D0057	
	共同生活援助を行う施設 • 精神障害者グループホーム • 知的障害者グループホーム を含む	D0058	
一般相談支援事業所		D0059	相談支援専門員
特定相談支援事業所		D0060	
相談支援事業を行う施設		D0061	
地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行っている施設	D0062	相談援助業務を行っている職員
	日中一時支援事業を行っている施設	D0063	
	障害者相談支援事業を行っている施設	D0064	

のぞみの園法

施設種類	コード番号	職　種
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	D0065	相談援助業務を行っている指導員
	D0066	相談援助業務を行っているケースワーカー

発達障害者支援法

施設種類	コード番号	職　種
発達障害者支援センター	D0067	相談支援を担当する職員
	D0068	就労支援を担当する職員

障害者の雇用の促進等に関する法律

施設種類	コード番号	職　種
広域障害者職業センター	D0069	障害者職業カウンセラー
地域障害者職業センター	D0070	障害者職業カウンセラー
	D0071	職場適応援助者
障害者雇用支援センター	D0072	障害者の雇用の促進等に関する法律第 28 条第 1 号、第 2 号及び第 7 号に規定する業務を行う職員
障害者就業・生活支援センター	D0073	主任就業支援担当者
	D0074	就業支援担当者
	D0075	主任職場定着支援担当者
	D0076	生活支援担当職員

職業安定法

施設種類	コード番号	職　種
公共職業安定所	D0077	精神障害者雇用トータルサポーター
	D0078	発達障害者雇用トータルサポーター
	D0079	雇用トータルサポーター（大学等支援分）

その他

施設種類	コード番号	職　種
知的障害者福祉工場	D0080	相談援助業務を行っている指導員
聴覚障害者情報提供施設	D0081	相談援助業務を行っている職員
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	D0082	地域体制整備コーディネーター
	D0083	地域移行推進員
精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	D0084	地域体制整備コーディネーター
	D0085	地域移行推進員

施設種類	コード番号	職　種
精神障害アウトリーチ推進事業を行っている施設	D0086	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設	D0087	
第 1 号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	D0088	第 1 号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	D0089	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者

4. その他の分野

地域保健法

施設種類	コード番号	職　種
保健所	E0001	精神保健福祉相談員(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)
	E0002	精神保健福祉士(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)
	E0003	精神科ソーシャルワーカー(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)
	E0004	心理判定員(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)

医療法

施設種類	コード番号	職　種
• 病院 • 診療所	E0005	相談員(医療ソーシャルワーカー等) (次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 (ア) 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 (イ) 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 (ウ) 患者の社会復帰に係る相談援助 (エ) 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動)
	E0006	退院後生活環境相談員

生活保護法

施設種類	コード番号	職　種
救護施設	E0007	生活指導員
更生施設	E0008	
授産施設	E0009	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)
宿所提供施設	E0010	
被保護者就労支援事業を行っている事業所	E0011	就労支援員
日常生活支援住居施設	E0012	生活支援員
	E0013	生活支援提供責任者

生活困窮者自立支援法

施設種類	コード番号	職　種
• 生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 • 生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所 • 生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	E0014	主任相談支援員
	E0015	相談支援員
	E0016	就労支援員
	E0017	就労準備支援担当者
	E0018	家計改善支援員(家計相談支援員を含む)

社会福祉法

施設種類	コード番号	職　種
福祉事務所	E0019	査察指導員（指導監督を行う職員）
	E0020	身体障害者福祉司（指導監督を行う職員）
	E0021	知的障害者福祉司（指導監督を行う職員）
	E0022	老人福祉指導主事（指導監督を行う職員）
	E0023	現業員・ケースワーカー
	E0024	家庭児童福祉主事
	E0025	家庭相談員
	E0026	面接相談員
	E0027	婦人相談員
	E0028	母子・父子自立支援員、母子相談員
	E0029	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」に規定する就労支援事業に従事する就労支援員
	E0030	生活保護法第 55 条の 7 第 1 項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
隣保館	E0031	相談援助業務を行っている指導職員
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	E0032	専門員
	E0033	相談援助業務を行っている職員（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る）
市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	E0034	福祉活動専門員
	E0035	相談援助業務を行っている職員（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る）

売春防止法

施設種類	コード番号	職　種
婦人相談所	E0036	相談指導員
	E0037	判定員（心理・職能判定員）
	E0038	婦人相談員
婦人保護施設	E0039	入所者を指導する職員

母子保健法

施設種類	コード番号	職　種
母子健康包括支援センター	E0040	母子保健に関する各種の相談医応ずる職員
産後ケア事業を実施する施設	E0041	相談に応ずる職員

母子及び父子並びに寡婦福祉法

施設種類	コード番号	職　種
母子・父子福祉センター	E0042	母子及び父子の相談を行う職員、母子相談員（母子の相談を行う職員）

刑事収容施設法

施設種類	コード番号	職　種
刑事施設	E0043	刑務官
	E0044	法務教官
	E0045	法務技官（心理）
	E0046	福祉専門官

少年院法

施設種類	コード番号	職　種
少年院	E0047	法務教官
	E0048	法務技官（心理）
	E0049	福祉専門官

少年鑑別所法

施設種類	コード番号	職　種
少年鑑別所	E0050	法務教官
	E0051	法務技官（心理）

更生保護法

施設種類	コード番号	職　種
地方更生保護委員会	E0052	保護観察官
	E0053	社会復帰調整官
保護観察所	E0054	保護観察官
	E0055	社会復帰調整官

更生保護事業法

施設種類	コード番号	職　種
更生保護施設	E0056	補導主任
	E0057	補導員
	E0058	福祉職員
	E0059	薬物専門職員

裁判所法

施設種類	コード番号	職　種
家庭裁判所	E0060	家庭裁判所調査官

労働者災害補償保険法

施設種類	コード番号	職　種
労災特別介護施設	E0061	相談援助業務を行っている指導員

難病の患者に対する医療等に関する法律

施設種類	コード番号	職　種
難病相談支援センター	E0062	難病相談支援員

成年後見制度の利用の促進に関する法律

施設種類	コード番号	職　種
「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	E0063	相談援助業務を行っている職員

その他

施設種類	コード番号	職　種
母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	E0064	相談援助業務を行っている相談員
母子・父子自立支援プログラム策定事業	E0065	母子・父子自立支援プログラム策定員
就業支援専門員配置等事業	E0066	就業支援専門員
地域福祉センター	E0067	相談援助業務を行っている職員
就労支援事業を行っている事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	E0068	就労支援員
ひきこもり地域支援センター	E0069	ひきこもり支援コーディネーター
	E0070	その他相談援助業務を行っている職員
地域生活定着支援センター	E0071	相談援助業務を行っている職員
ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	E0072	相談援助業務を行っている相談員
ホームレス自立支援センター	E0073	生活相談指導員
東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	E0074	相談援助業務を行っている職員
被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	E0075	
• 自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業) • 家計相談支援モデル事業を行っている事業所	E0076	主任相談支援員
	E0077	相談支援員
	E0078	就労支援員
	E0079	家計相談支援員
高次脳機能障害の支援の拠点となる機関	E0080	支援コーディネーター
地域若者サポートステーション	E0081	相談援助業務を行っている職員
子ども・若者総合相談センター	E0082	

5. 現在廃止事業の分野

施設種類	コード番号	職 種
重度身体障害者更生援護施設	F0001	生活支援員
	F0002	生活指導員
身体障害者福祉ホーム	F0003	管理人
精神障害者地域生活支援センター	F0004	精神保健福祉士
	F0005	精神障害者社会復帰指導員
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成 18 年 10 月～19 年 3 月〕	F0006	相談援助業務を行っている職員
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	F0007	
知的障害者デイサービスセンター	F0008	指導員
	F0009	生活指導員
	F0010	相談援助業務を行っている職員
知的障害者福祉ホーム	F0011	管理人
身体障害者相談支援事業(市町村障害者生活支援事業) ・身体障害者更生施設　・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉センター　・身体障害者デイサービスセンター 等において実施する事業	F0012	相談援助業務を行っている職員
障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業（療育等支援施設事業） ・知的障害児施設　・知的障害児通園施設 ・自閉症児施設　・盲ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設　・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児療護施設　・肢体不自由児通園施設 ・重症心身障害児施設　・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設　において実施する事業	F0013	
障害者デイサービスを行う施設(障害者自立支援法障害福祉サービス事業) ・身体障害者デイサービス事業 ・知的障害者デイサービス事業　を含む	F0014	
経過的デイサービス事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成 18 年 10 月～19 年 3 月〕	F0015	
「障害者 110 番」運営事業を行っている施設	F0016	相談援助業務を行っている相談員
知的障害者生活支援事業 ・知的障害者通勤寮　・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設　・障害者能力開発施設 において実施する事業	F0017	相談援助業務を行っている職員
高齢者住宅等安心確保事業 ・高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) ・高齢者向け優良賃貸住宅 ・高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅）　等において実施する事業	F0018	生活援助員
高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業 (高齢者世話付住宅において実施する事業)	F0019	
家庭支援電話相談(子ども・家庭 110 番)事業 (中央児童相談所において実施する事業)	F0020	電話相談員
ヴィエトナム難民収容施設(日本赤十字社が設置するもの)	F0021	相談援助業務を行っている指導員
子ども家庭相談事業 ・児童センター ・市に設置された児童館　において実施する事業	F0022	相談援助業務を行っている相談員
乳幼児健全育成相談事業 ・保育所 ・乳児院　において実施する事業	F0023	
すこやかテレホン事業(青少年相談センターにおいて実施する事業)	F0024	
知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	F0025	
地域子育て支援センター事業を行っている施設	F0026	相談援助業務を行っている職員

〔出願書類様式〕

■ 入学願書記入例

2024年度社会福祉学科 入学願書

※ 学籍番号	
※ 受付番号	
※ 受付日	年　月　日

志望課程	社会福祉学科(通信課程)	願書作成日	2023年 12 月 15日
出願区分 (該当項目に☑を付けてください)	☐ 1次募集　☐ 2次募集　☑ 3次募集 ☐ 4次募集　☐ 5次募集	☑ 学習概要および実習について理解しました。	
フリガナ	シコク　タロウ		
氏名	四国　太郎　① (旧氏名　山田　)		
生年月日	西暦　1986 年 11 月 6 日 (37 歳)	性別	男
現住所	〒 799 − 0422 愛媛県四国中央市中之庄町 1684-10		
連絡先	携帯　090 − **** − ****	自宅	0896 -24 − 1000
	メール　info@rwf.ac.jp		
勤務先	設置主体(法人名)：社会福祉法人 瀬戸内会	勤務先名称：特別養護老人ホーム 瀬戸内園	
	職種：生活相談員	所在地：〒799-0422 愛媛県四国中央市中之庄町 0000 電話(0896-24-****)	

② 最終学歴	学校名	修業年限	学部・学科・専攻
	四国中央医療福祉総合学院	2 年制	介護福祉学科 2007 年 3 月 (卒業)・卒業見込

③ 職歴	勤務期間	勤務先
	2007年 4月 ～ 年 月	特別養護老人ホーム 瀬戸内園
	年 月 ～ 年 月	

④ 資格・免許	名称	取得機関	取得年月日
	介護福祉士	公益財団法人 社会福祉振興・試験センター	2007年 3月23日
	介護支援専門員	愛媛県	2013年 3月12日

⑤ 出願資格要件 (該当項目に☑を付けてください)	
	☐ 4年制大学等卒業〔☐見込み〕（＋☐実務経験1年〔☐見込み〕）
	☐ 3年制短期大学等卒業＋実務経験1年〔☐見込み〕
	☑ 2年制短期大学等卒業＋実務経験2年〔☐見込み〕
	☐ 実務経験4年〔☐見込み〕

既修得科目読替 (該当項目に○を付けてください)	希望する・希望しない	学院出身者⑥家族優遇制度 (該当項目に○を付けてください)	該当する・該当しない	入学学科	介護福祉　学科
＊希望者は、シラバスおよび成績証明書を添付ください。		＊該当者は、入学学科・入学年度・氏名を必ず記入ください。		入学年度	2004　年度
				氏名	＊家族優遇制度該当者は記入

志望の動機

生活相談員としてのスキルアップのため、社会福祉士の資格を取得したいと考えます。

⑦

左記を参考にして、太枠内を記入ください

①氏名
現在の氏名と証明書等の氏名が異なる場合は、旧氏名も記入ください。

②最終学歴
出願資格に該当する学校名を記入ください。

③職歴
直近の勤務先について記入ください。

④資格・免許
保健、福祉、医療に関する資格を取得している方は、取得年月日と取得機関を記入ください。

⑤出願資格要件
該当する出願資格の☐にレ点を入れてください。

⑥学院出身者・家族優遇制度
該当者(P5)は、入学学科および入学年度を記入ください。家族優遇制度該当者は氏名まで記入ください。

⑦写真
運転免許証サイズ(3 cm×2.4 cm)の証明写真を用意し、裏面に氏名を記入のうえ貼付ください。

■ 実務経験申告書・証明書（個票）記入例

【社会福祉学科】

※受付番号

（1）　実務経験申告書

四国中央医療福祉総合学院長 殿　　2023 年 12 月 1 日

申告者　シコク　タロウ

氏　名　四国　太郎　（四国 印）

住　所　愛媛県四国中央市中之庄町 1684-10

私の相談援助に関する実務経験は、以下のとおりですので、代表者等の証明書「実務経験証明書（個票）」を添えて申告いたします。

※ 裏面＜記載に際しての注意事項＞を先に確認し、「実務経験証明書（個票）」にて証明される実務経験を記入ください。

所属している（していた）病院・機関・施設等の名称	① 施設（事業）等種類 / 職種	② 従業期間	③ 証明権者（病院・機関・施設等の代表者等・氏名）
特別養護老人ホーム 瀬戸内園	特別養護老人ホーム / 生活相談員	2007年4月1日～2023年12月1日（16年9ヶ月）	社会福祉法人 瀬戸内会 理事長 瀬戸内海
		（　年　ヶ月）	
		合計 16年9ヶ月（□見込み）	

【社会福祉学科】

※受付番号

（2）　実務経験証明書（個票）

四国中央医療福祉総合学院長 殿

＜証明権者の方へのお願い＞
［施設（事業）等種類］および［職種］欄は、募集要項（P9～18）の［施設種類］および［職種］に該当する名称で記入ください。該当しない名称や略称は実務経験として認められません。
その他、ご不明な点がございましたら、裏面 ＜記載に際しての注意事項＞ をご覧ください。

フリガナ	シコク　タロウ	生年月日（年齢）
氏　名	四国　太郎	1986年 11月 6日生（37歳）
病院・機関・施設等の名称	特別養護老人ホーム　瀬戸内園	
施設（事業）等種類 ①	（法令上の施設種別名）特別養護老人ホーム	
職　種 ①	（法令上の職種名）生活相談員	
従業期間 ②	2007年 4月 1日から 2023年 12月 1日まで（16年 9ヵ月） □見込み	
④ コード番号記載欄	C 0029	

上記の者は、上記施設（事業）等種類および職種にて「相談援助業務を行っている職員」である（あった）事を証明いたします。

証明日　2023 年 12 月 1 日

所在地　愛媛県四国中央市中之庄町 0000

病院・機関・施設名　特別養護老人ホーム　瀬戸内園

電話番号　0896 - 24 - ****

病院・機関・施設等代表者　社会福祉法人 瀬戸内会 理事長 瀬戸 内海　（理事長 印）⑤

ーお願いー

（1）申告書と**（2）証明書**の記載内容は一致させてください。
訂正は、二重線を引き、押印のうえ訂正ください。

（1）実務経験申告書

すべて申告者本人が記入ください。
同法人内での異動も、施設名や施設種類、職種が異なる場合は、分けて記入ください。

（2）実務経験証明書（個票）

すべて証明する施設等の方が記入ください（役職印以外は、ゴム印や印刷したものでも差し支えありません）。
1 施設 1 職種ごとに証明が必要です。証明する施設や職種が複数の場合は、コピーして使用ください。

実務経験見込みの場合

様式をコピーのうえ、見込みの□にレ点を入れ、入学資格要件を満たす就業期間の合計を記入ください。
実際に就業期間を満たした時点で改めて提出いただきます。

①施設（事業）等種類・職種

＜対象となる施設種類・職種＞（P9～18）の該当する名称で記入ください。
その他の名称は認められません。

②従業期間

必要以上の実務経験を証明する必要はありません。ただし、出願資格要件を満たす期間を記入ください。
複数の実務経験がある場合は、実務経験申告書のみ合計の欄も記入ください。

③証明権者

証明をうける病院・機関・施設等の代表者名を記入ください。

④コード番号記載欄

＜対象となる施設種類・職種＞（P9～18）を確認のうえ、該当施設種類と職種が一致するコード番号を記入ください。

⑤代表者・役職印

証明をする代表者（理事長・病院長・施設長・課長等）の記名押印をお願いします。

2024年度社会福祉学科
入学願書

※ 学籍番号	
※ 受付番号	
※ 受付日	年　月　日

志望課程	社会福祉学科（通信課程）	願書作成日	年　月　日
出願区分 （該当項目に☑を付けてください）	□ 1次募集　□ 2次募集　□ 3次募集 □ 4次募集　□ 5次募集	□ 学習概要および実習について理解しました。	
フリガナ			
氏名	（旧氏名　　）		
生年月日	西暦　　年　　月　　日（　　歳）	性別	
現住所	〒　　－		
連絡先	携帯	自宅	
	メール		
勤務先	設置主体(法人名)	勤務先名称	
	職種	所在地	
		電話(　　)	
最終学歴	学校名	修業年限	学部・学科・専攻
		年制	年　月 卒業 ・ 卒業見込
職歴	勤務期間	勤務先	
	年　月 ～　年　月		
	年　月 ～　年　月		
資格・免許	名称	取得機関	取得年月日
			年　月　日
			年　月　日
出願資格要件 （該当項目に☑を付けてください）	□ 4年制大学等卒業〔□見込み〕（＋□実務経験1年〔□見込み〕） □ 3年制短期大学等卒業＋実務経験1年〔□見込み〕 □ 2年制短期大学等卒業＋実務経験2年〔□見込み〕 □ 実務経験4年〔□見込み〕		

既修得科目読替 （該当項目に○を付けてください） ＊希望者は、シラバスおよび成績証明書を添付ください。	希望する ・ 希望しない	学院出身者・家族優遇制度 （該当項目に○を付けてください） ＊該当者は、入学学科・入学年度・氏名を必ず記入ください。	該当する ・ 該当しない	入学学科	学科
				入学年度	年度
				氏名	＊家族優遇制度該当者は記入

志望の動機

※ 選考結果	※ 実習	※ 実習時間	※ 照合
合 ・ 否	有 ・ 無	240 ・ 180	

※印は本学院記入欄です。

写真
① 3cm×2.4cm
② 裏面に氏名を記入後全面のり付け

小 論 文 用 紙

※受付番号

出願課程	社会福祉学科（通信課程）

氏　名	生 年 月 日
	年　　月　　日生

※評価

課題	福祉に関する出来事を1つ取り上げて、それについてのあなたの考えを800字から1,000字以内で述べなさい。

25

30

35

40

45

50

【社会福祉学科】

※受付番号

実務経験申告書

四国中央医療福祉総合学院長　殿　　年　　月　　日

申告者

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私の相談援助に関する実務経験は、以下のとおりですので、代表者等の証明書「実務経験証明書（個票）」を添えて申告いたします。

※ 裏面＜記載に際しての注意事項＞を先に確認し、「実務経験証明書（個票）」にて証明される実務経験を記入ください。

所属している（していた）病院・機関・施設等の名称	施設（事業）等種類 職　種	従業期間	証明権者（病院・機関・施設等の代表者等・氏名）
		年　月　日～ 年　月　日 （　年　ヶ月）	
		年　月　日～ 年　月　日 （　年　ヶ月）	
		年　月　日～ 年　月　日 （　年　ヶ月）	
		年　月　日～ 年　月　日 （　年　ヶ月）	
		合計　年　ヶ月（□ 見込み）	

＜記載に際しての注意事項＞

1. 「実務経験申告書」は、すべて申告者本人が記入ください。
2. 記載内容は、すべて「実務経験証明書（個票）」と一致させてください。
3. 同法人内での異動も、病院・機関・施設等の名称や施設（事業）等種類、職種が異なる場合は、分けて記入ください。
4. 従事する「見込み」の方は、本用紙をコピーし、［従業期間・合計］の見込みの□にレ点を入れ、実務経験見込申告書として使用ください。入学に必要な従業期間を実際に満たした後、改めて「実務経験申告書」および「実務経験証明書（個票）」を提出いただきます。
5. ［施設（事業）等種類］および［職種］は、募集要項P9～18の ＜対象となる施設種類・職種＞に該当する名称を記入ください。
6. ［従業期間］の合計は、入学資格要件を満たす期間を申告ください。ただし、必要以上の実務経験を申告する必要はありません。
7. ［証明権者］は、証明を受ける病院・機関・施設等の代表者名を記入ください。
8. 申告内容を訂正する場合は、二重線を引き、申告者の押印により訂正ください。

【社会福祉学科】

※受付番号

実 務 経 験 証 明 書（個票）

四国中央医療福祉総合学院長　殿

＜証明権者の方へのお願い＞
［施設（事業）等種類］および［職種］欄は、募集要項（P9～18）の［施設種類］および［職種］に該当する名称で記入ください。該当しない名称や略称は実務経験として認められません。
その他、ご不明な点がございましたら、裏面 ＜記載に際しての注意事項＞ をご覧ください。

フ リ ガ ナ		生年月日（年齢）
氏　　名		年　　月　　日 生（　　歳）
病院・機関・施設等の名称		
施設（事業）等種　類	（法令上の施設種別名）	
職　　種	（法令上の職種名）	
従 業 期 間	年　　月　　日 から　　年　　月　　日 まで（　　年　　ヵ月）☐ 見込み	

コード番号記載欄	

上記の者は、上記施設（事業）等種類および職種にて「相談援助業務を行っている職員」である（あった）事を証明いたします。

証　明　日　　年　　月　　日

所　在　地

病院・機関・施設名

電　話　番　号

病院・機関・施設等代　表　者　　役職印

＜記載に際しての注意事項＞

1. 「実務経験証明書（個票）」は、すべて証明する病院・機関・施設等の方が記入ください（役職印以外は、ゴム印や印刷したものでも差し支えありません）。
なお、出願者本人が記入したものは無効となります。

2. 記載内容は、すべて「実務経験申告書」と一致させてください。

3. 同法人内での異動も、病院・機関・施設等の名称や施設等種類、職種が異なる場合は、それぞれの「実務経験証明書（個票）」が必要です。証明する施設等種類や職種が複数の場合は、本用紙をコピーして使用ください。

4. 従事する「見込み」の場合は、本用紙をコピーし、［従業期間］の見込みの□にレ点を入れ、実務経験見込証明書（個票）として使用ください。入学に必要な従業期間を実際に満たした後、改めて「実務経験証明書（個票）」の作成をお願いします。

5. ［施設（事業）等種類］および［職種］は、募集要項P9～18の ＜対象となる施設種類・職種＞ に該当する名称で記入ください。その他の名称・略称等は認められません。

6. ［従業期間］は＜対象となる施設種類・職種＞ に該当する業務での従業期間を記入ください。

7. ［コード番号記載欄］は、募集要項P9～18の ＜対象となる施設種類・職種＞ でコード番号を参照ください。

8. 証明内容を訂正する場合は、二重線を引き、証明権者の押印により訂正ください。

介護福祉士「介護実習」履修証明書

フリガナ		生 年 月 日
氏　名		年　　月　　日

学校における履修科目名	履修状況 ※1	介護実習 実時間 ※2
		時間

実習施設種類 ※3	実習施設名 ※3

(※1)履修状況欄には、履修し単位を取得していれば〇印を付してください。

(※2)介護実習　実時間欄には、実習を行った実際の時間数をご記入ください。

(※3)実習を行った施設種類・施設名は、差し支えなければご記入ください。

上記の者は、当学校において介護福祉士「介護実習」を履修し、修めたことを証明します。

年　　月　　日

所在地

学校名

学校代表者氏名　　公印

学校(介護福祉士養成課程等)において介護福祉士「介護実習」を履修し、休日等を除いた実実習時間数が法に定める実習時間数を越えている者については、社会福祉士「ソーシャルワーク実習」のうち60時間を免除するものである。

精神保健福祉士「ソーシャルワーク実習」履修証明書

フリガナ		生 年 月 日
氏　名		年　　月　　日

学校における履修科目名	履修状況 ※1	ソーシャルワーク実習 実時間 ※2
		時間

実習施設種類 ※3	実習施設名 ※3

(※1)履修状況欄には、履修し単位を取得していれば〇印を付してください。

(※2)ソーシャルワーク実習　実時間欄には、実習を行った実際の時間数を記入ください。

(※3)実習を行った施設種類・施設名は、差し支えなければご記入ください。

上記の者は、当学校において精神保健福祉士「ソーシャルワーク実習」を履修し、修めたことを証明します。

年　　月　　日

所在地

学校名

学校代表者氏名　　公印

学校(精神保健福祉士養成課程等)において精神保健福祉士「ソーシャルワーク実習」を履修し、休日等を除いた実実習時間数が法に定める実習時間数を越えている者については、社会福祉士「ソーシャルワーク実習」のうち60時間を免除するものである。

2024年度四国中央医療福祉総合学院
社会福祉学科入学選考

A 入学選考料[振込証明書] 貼付台紙

振込証明書 貼付欄

(振込先)
愛媛銀行 三島支店 普通預金 5079737
コード番号
5: 社会福祉学科

※ ゆうちょ銀行からの送金は、ゆうちょ口座をお持ちでなければ利用できません。

入学選考料10,000円の[振込証明書]を貼付してください。
銀行ATM発行の受領書のコピーやネット銀行の振込明細等でも差し支えありません。
氏名の前に社会福祉学科のコード番号「5」を入力ください。

(切り取り不要)

切手貼付

郵便はがき

□□□-□□□□

住所

氏名 様

2024年度四国中央医療福祉総合学院
社会福祉学科入学選考

C 入学願書受付通知

通知を希望される方は、宛名を記入のうえ、63円切手を貼付してください。

※ 受付番号	

学校法人RWFグループ
四国中央医療福祉総合学院

(切り取り不要)

B 写真票

受付番号	※	氏名	

写真貼付欄
(縦3cm×横2.4cm)
(上半身、無帽、無背景)
3ヵ月以内に撮影のもので、裏面に氏名を記入してください。

＊入学後、こちらの写真で学生証を作成いたします。上部を軽く貼り付けてください。

本票の記入方法

本票の作成は、次の手順により行ってください。
1. **左端のミシン目**でページ全体を切り取る。
2. A に入学選考料の「振込証明書」を貼付する。
3. B に学生証用の写真(縦3cm・横2.4cm・裏面に氏名記入)を貼付し、太枠に氏名を記入する。
4. C・Dは、通知を希望する方のみ、宛名を記入し、切手を貼付する。
5. **A～Dは切り離さず**、出願書類に同封する。

※印欄は学院使用欄です。

(切り取り不要)

切手貼付

郵便はがき

□□□-□□□□

住所

氏名 様

2024年度四国中央医療福祉総合学院
社会福祉学科入学選考

D 入学手続完了通知

通知を希望される方は、宛名を記入のうえ、63円切手を貼付してください。

※ 受付番号	

学校法人RWFグループ
四国中央医療福祉総合学院

C　入学願書受付通知

出願者各位

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
　このたびは、本学院 社会福祉学科（通信教育課程）入学選考にご出願いただき、誠にありがとうございます。受付完了をお知らせいたします。
　選考選考結果通知到着（各募集区分受付期間最終日より10日以内に発送）まで、しばらくお待ちくださいますようお願い申し上げます。

敬具

四国中央医療福祉総合学院
通信教育課程　事務局
電話番号　0896-24-1000

受付印

（切り取り不要）

D　入学手続完了通知

合格者各位

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
　入学金等の納入が確認できましたので、入学手続き完了をお知らせいたします。
　4月初旬に学習の手引き等を発送いたします。
　入学までに何かご不明な点がございましたら、お手数ですが、本学院までご連絡いただきたく存じます。

敬具

四国中央医療福祉総合学院
通信教育課程　事務局
電話番号　0896-24-1000

確認印

切り取ってください

四国中央医療福祉総合学院（A）　■（電信扱）■

振込依頼書　【入学選考料】

（取扱店保管）

依頼日	年　月　日	手数料	
振込先銀行	愛媛銀行　三島支店	金額	￥10,000−
預金種目口座番号	普通預金　5079737		
受取人口座名	学校法人（ガク）R（アールダブルエフグループ）W F グループ		
学科	社会福祉学科	コード番号	5
フリガナ			
氏名			
住所	〒 TEL（　　）　　−		

取扱銀行収納印 1

手数料は本人負担でお願いいたします。

取扱金融機関へのお願い

(1) 太枠内を打電してください。
(2) 志望学科のコード番号を氏名の頭部に打電してください。
(3) 取扱銀行の収納印を①･②･③の３ヵ所に押印のうえ（B）･（C）票を依頼人にお渡しください。

四国中央医療福祉総合学院（B）

振込証明書　【入学選考料】

（入学願書貼付用）

依頼日	年　月　日
金額	￥10,000−
取引銀行	愛媛銀行　三島支店
受取人	学校法人　RWF グループ
氏名	

※この証明書は、入学願書に貼付してください。

取扱銀行収納印 2

（受付金融機関→依頼人→本学院）

四国中央医療福祉総合学院（C）

振込受領書

（本人保管）

手数料	

依頼日	年　月　日
金額	￥10,000−
取引銀行	愛媛銀行　三島支店
受取人	学校法人　RWF グループ
氏名	

※この受領書をもって、社会福祉学科（通信課程）入学選考料の領収書とします。

取扱銀行収納印 3

（受付金融機関→依頼人）

■ スクーリング会場案内図

四国中央医療福祉総合学院　本部棟
〒799-0422　愛媛県四国中央市中之庄町 1684-10

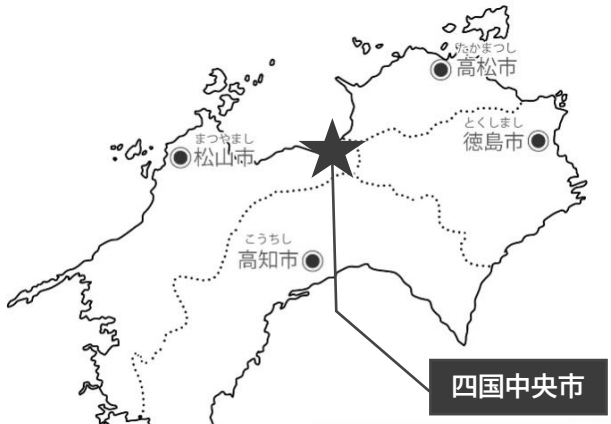

海と山に囲まれ、温暖な気候と自然に恵まれた四国中央市は、JR・高速道路からのアクセスの良い、利便性に富んだ土地柄です。

交通アクセス	
	鉄道を利用した場合 ■JR 伊予三島駅より徒歩　約 10 分
	自動車を利用した場合 ■松山 IC　約 60 分 ■高松西 IC　約 45 分 ■高知 IC　約 50 分 ■徳島 IC　約 70 分 駐車場隣接

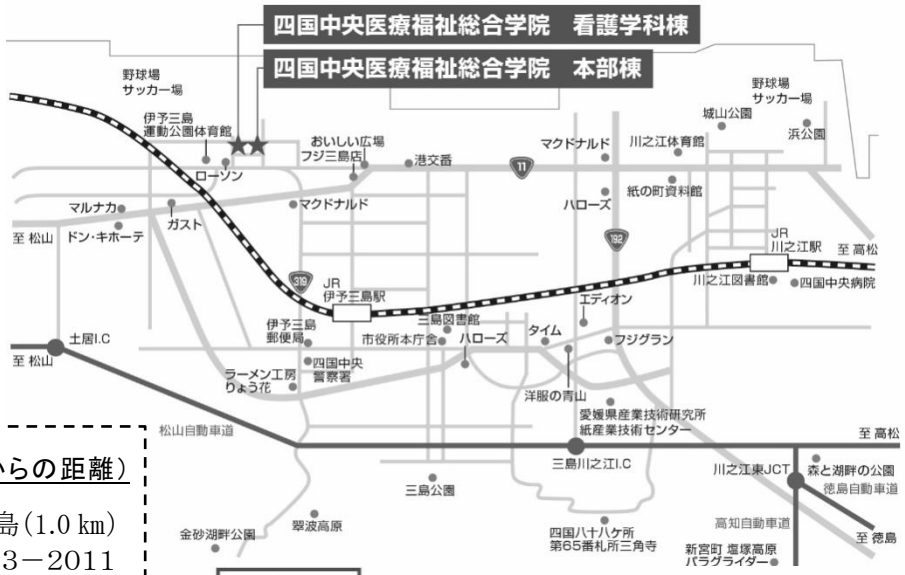

近隣宿泊施設（本学院からの距離）

ホテルリブマックス伊予三島（1.0 km）
TEL：0896－23－2011

ホテル　グランフォーレ（2.2 km）
TEL：0896－23－3355

ビジネスホテルマイルド（2.5 km）
TEL：0896－24－3090

ホテルルートイン四国中央-三島川之江インター（4.4 km）
TEL：050－5211－5777

スーパーホテル四国中央（4.5 km）
TEL：0896－22－9000

■ 個人情報の取り扱いについて

出願にあたって本学院が取得した個人情報は、個人情報保護法に基づき厳重かつ適正に管理し、以下の目的にのみ使用いたします。また、ご本人の承諾なしに第三者へ開示、提供することはありません。

＜使用目的＞

① 出願処理
② 入学選考および選考結果通知
③ 入学手続きとそれに付随する事項を円滑に行う目的
④ 入学後の書類送付および事務連絡

学校法人 RWF グループ

四国中央医療福祉総合学院

〒799-0422 愛媛県四国中央市中之庄町 1684-10

＊お気軽にお問い合わせください＊

ＴＥＬ　0896-24-1000

ＭＡＩＬ　info@rwf.ac.jp

募集要項サイト